

2025 年 4 月 1 日

卒業認定の方針について

東京保育専門学校

本校在学生の卒業認定の方針については、学則細則（教務内規）Ⅱ－6 において以下の通り定めている。

【学則細則（教務内規）Ⅱ－6 より】

卒業認定の方針

学則に定める卒業に必要なすべての教科を修得し、且つ単位を認定された学生について、教務部会で卒業判定会議を行い、専門職業人としての意識の確立や、カリックの「愛の精神」をもって乳幼児を育てることができる高度な知識と技術を兼ね備えた実力の修得が認められるとの決定により、卒業を認定する。卒業を認定された者には専門士（保育専門課程）の称号が与えられる。併せて、卒業を認定された者のうち、条件を満たした者は幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格が付与される。

（参考：学則細則（教務内規）に定める卒業に必要な単位数等関係の抜粋）

【学則細則（教務内規）Ⅰ－4 より】

本校において卒業に必要な単位は、学則別表に定める。修業年限を満たし、卒業に必要な単位を修得したとき、教務部会の卒業判定会議を経て、校長が卒業を認定する。

以上